

「広島レモンスイーツ」ロゴマークの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「広島レモンスイーツ」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合において、必要な手続きを定める。

(ロゴマークの規格)

第2条 ロゴマークの規格は、別添の「広島レモンスイーツ」ロゴマーク仕様書（以下、「仕様書」という。）によるものとする。

2 使用にあたっては、仕様書に定められた色、形等を正しく使用すること。

(使用の行為)

第3条 この要綱において、ロゴマークの使用の行為とは、以下各号に該当するものをいう。

- (1) 商品の包装紙、箱これらに類するものにロゴマークを印刷またはシールを貼付すること
- (2) その他理事長が適当と認めた行為

(使用許可申請及び使用許可)

第4条 ロゴマークを使用する者は、あらかじめ「広島レモンスイーツ」ロゴマーク使用許可申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に商品サンプル及び必要な書類を添付し、広島県菓子工業組合理事長（以下「理事長」という。）に提出し、許可を受けなければならない。

2 理事長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、ロゴマーク使用許可書（様式第2号）（以下「許可書」という。）またはロゴマーク使用不許可書（様式第3号）により通知するものとする。

(使用対象)

第5条 ロゴマーク使用対象とは、次の各号を満たした者をいう。

- (1) 広島レモンを使用していることが広く一般に分かる菓子であること
- (2) 使用者が広島県菓子工業組合、または広島県洋菓子協会の加盟企業であること
- (3) その他理事長が適当と認めた者

(使用許可の制限)

第6条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用を許可しない。

- (1) 指定された色、形状、許可条件等に沿って使用しないとき、またはその恐れがあると認められるとき
- (2) 公序良俗に反するとき
- (3) 広島レモンスイーツのイメージまたは広島県菓子工業組合の信用を損なう恐れがあると認められるとき
- (4) その他理事長がロゴマークの使用について適当でないと認めるとき

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用責任)

第8条 使用者がロゴマークの使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合においても、理事長は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(使用許可の変更)

第9条 使用者は、承認事項に変更が生じるときは、ロゴマーク使用許可変更申請書（様式第4号）に使用許可書及び変更後の見本を添えて理事長に提出し、改めて変更後の使用許可を受けなければならない。

(使用許可の取消)

第10条 理事長は、第3条の許可を受けたものが次の各号に該当する場合は、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者が本要綱又は許可条件に違反したとき
- (2) 申請内容と異なる事実が判明したとき
- (3) 第5条各号のいずれかに該当するとき

2 理事長は、前項の規定により使用の許可を取り消したときは、使用許可取消通知書により通知するものとする。

3 理事長は、使用者が第1項の規定により使用の許可を取り消され、これにより使用者が損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用実態の調査)

第11号 理事長は、使用許可を受けたロゴマークの使用状況について、調査をすることができる。使用者は理事長から要請を受けた場合は、名称等の使用実態を報告するとともに使用物等を提供しなければならない。

(申請情報の取扱)

第12条 理事長は、ロゴマークの使用許可に当たり取得した申請者の個人情報を、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）の趣旨に則り、適正に取り扱わなければならない。

(無断使用に対する措置)

第13条 理事長は第4条の許可を受けずにロゴマークを使用している者、または使用を予定している者に対して、その使用の停止を求めることができる。

(目的外使用及び権利譲渡の禁止)

第14条 使用者は、第4条の許可を受けた事項以外の目的に名称等を使用し、またはその権利を譲渡し、若しくは転貸することはできない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年6月28日から施行する。